

平成 25 年度 事務事業マネジメントシート [事後評価]

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	02	02	0402	児童扶養手当支給事業

事業期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返	<input type="checkbox"/> 期間限定 [平成 年度 ~ 平成 年度]
------	---	---

《事業目的》
 児童扶養手当の支給

《事業開始の背景》
 児童扶養手当法〔昭和36年法律第238号〕により制度が創設され、支給されている。
 児童扶養手当の支給は市の事務となっており、第一号法定受託事務である。

《事業概要》
 ○児童扶養手当の支給
 ひとり親家庭で18歳に達した日の属する年度末までの児童を養育している者に、所得に応じて手当を支給

市民参画の有無 [対象外]

《事業展開の留意事項》

《成果指標》

項目	単位	区分	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(計画)
① 申請に対する認定率	%	目標	100.0	100.0	
		実績	100.0	100.0	
②		目標			
		実績			
③		目標			
		実績			

分野	担当部(機関)	担当課(機関)	担当係長	(内線)
人づくり	健康福祉部	地域福祉課	黒 沼 寿 夫	507

事業費	25 年度	当初(現計)	補 正	25 年度	26 年度
国県支出金	451,907				
地方債	151,502				
その他					
一般財源	300,405				

《事業手法の詳細》

児童扶養手当支給 451,907 千円

◎支給内容

- ・手当の支給は、4・8・12月の定期払いと資格喪失・転出などによる随時払い。
- ・受給権者数 1,150人（うち受給者 1,001人） H25.12定期払い現在
- ・給付額（月額）

児童数	全部支給	一部支給	
所得要件	19万円未満	19万円以上192万円未満	※扶養親族が0人のとき
1人	41,430円	41,420円 ~ 9,780円	
2人	46,430円	46,420円 ~ 14,780円	
3人	49,430円	49,420円 ~ 17,780円	

以下、児童1人増えるごとに3,000円加算

※給付額は、物価水準に応じて改訂され、改訂がある場合は当該年度の4月に通知がある。
 (全部支給 H23年度41,550円⇒H24年度41,430円 改定率▲0.29%)

※国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律により、支給水準の是正が実施される。

全部支給(児童数1人)の場合の支給額

H25.10月分～ 41,140円 (▲0.70%)

H26.4月分～ 41,020円 (▲0.29%)

H27.4月分～ 40,730円 (▲0.71%)

平成25年度 延べ受給者数 12,136人（1か月あたり 1,011人）

平成 25 年度 事務事業マネジメントシート [事後評価]

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	02	02	0402	児童扶養手当支給事業

総合計画	政策	地域で支える子育てと教育のまちづくり	施策	安心して育てることができる子育て支援の充実
目的	児童扶養手当の支給			
対象	ひとり親家庭の父または母			
意図	児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図る。			

《事業概要》

○児童扶養手当の支給
ひとり親家庭で18歳に達した日の属する年度末までの児童を養育している者に、所得に応じて手当を支給

市民参画の有無 [対象外]

市民協働の形態	<input type="checkbox"/> 共催	<input type="checkbox"/> 実行委員会・協議会	<input type="checkbox"/> 事業協力・協定
	<input type="checkbox"/> 後援・協賛	<input type="checkbox"/> 補助・助成	<input type="checkbox"/> 委託

活動指標 (上記「事業概要」に対応)	単位	区分	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(計画)
① 受給者数 (年度平均)	人	計画	1,038	1,060	
		実績	1,010	1,011	
②		計画			
		実績			
③		計画			
		実績			
成果指標 (上記「意図」に対応)	単位	区分	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(計画)
① 申請に対する認定率	%	目標	100.0	100.0	
		実績	100.0	100.0	
②		目標			
		実績			
③		目標			
		実績			

要因分析	達成度	<input type="checkbox"/> 目標値より高い	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね目標値どおり	<input type="checkbox"/> 目標値より低い
申請を適切に処理した。				

《環境変化、意見・要望》

特になし

目的妥当性	公共関与の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input type="checkbox"/> 妥当でない	児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭に児童扶養手当を支給するものである。
有効性	成果の向上余地 <input type="checkbox"/> 向上余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない	児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭に児童扶養手当を支給するものである。
効率性	事業費・人件費の削減余地 <input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> どちらも削減余地がない	児童扶養手当法に基づく事務のため、削減余地はない。
公平性	受益と負担の適正化余地 <input type="checkbox"/> 受益機会の見直し余地がある <input type="checkbox"/> 費用負担の見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 適正である	児童扶養手当法に基づき受給資格及び手当の額を認定し、所得に応じて定められた額を給付している。

《総合評価》

児童扶養手当の受給資格の認定と手当の支給を滞りなく行う必要がある。
